

1. 計画の区域

(1) 事業実施箇所：

相馬市中村字川沼306番地	川沼西公園	(A-1事業)
相馬市新沼字一反田220番地の5	坪ヶ迫東公園	(A-1事業)
相馬市新沼字刈敷田19番地の3	刈敷田東公園	(A-1事業)
相馬市光陽三丁目2番地の18		(B-1事業)

(2) 事業の効果が見込まれる区域：

相馬市全域（別紙参照） (A-1事業、B-1事業)

2. 計画の目標

(1) 原発事故の影響により、子育て世代を中心とした市外へ避難した方や自主避難を希望しているものの、経済的理由などによりやむを得ず市内で居住している方、また、市内に居住してはいるものの、放射能への不安を抱えながら生活している住民のため、相馬市総合計画に位置づけられている、潤いのあるまちづくりに不可欠な公園のうち、遊具が設置されている市内公園における遊具の更新を実施し、市外へ避難している子育て世代等が、安心して運動・遊びを行わせることができる環境を整備することにより、相馬市への定住を促進し、かつ地域の復興を図ること、また、就学前児童及び小学生の放課後・休日における外遊び・運動機会の増加を図り、もって、相馬市の児童の原発事故前以上の体力向上に寄与することを目標とします。(A-1事業)

(2) 原発事故の影響により、子育て世代を中心とした市外へ避難した方や自主避難を希望しているものの、経済的理由などによりやむを得ず市内で居住している方、また、市内に居住してはいるものの、放射能への不安を抱えながら生活している住民のため、相馬市都市計画マスタープランにも位置づけられている、スポーツ・レクリエーション施設の中核的基地となる相馬市光陽地区に、年間を通じ、かつ天候に左右されずに水泳ができる場所を整備するとともに、市のみならず関係機関・団体と連携して各種運動教室等を行うことにより、市外へ避難している子育て世代等が、安心して相馬市で生活ができる環境を整備し、相馬市への定住を促進すること、また、原発事故の影響により運動機能の低下が著しい子どもの運動機会の確保を図り、相馬市の児童の原発事故前以上の体力向上に寄与することを目標とします。(B-1事業)

(3) 相馬市における運動活動については、相馬市総合計画の基本方針にスポーツ・

レクリエーション活動の充実として、市民の誰もがいつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に参加でき、健康で豊かな生活が送れるようスポーツの振興を図ることが重要とされており、その具体的施策として多様なスポーツ施設の利活用の促進により施設の有効活用を図ることを目標としています。